



# 鳥取県公報

平成 23 年 3 月 29 日 (火)  
第 8 2 8 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県産業廃棄物実態調査の実施 (161) (循環型社会推進課) . . . . . 2
	とっとりバイオフロンティアの利用料金 (162) (産業振興総室) . . . . . 2
	鳥取県立とっとり花回廊の利用料金 (163) (生産振興課) . . . . . 4
	保安林の指定予定 (164) (森林・林業総室) . . . . . 5
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (165) (県土総務課) . . . . . 6
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (166) (〃) . . . . . 7
	県道の区域の変更 (2 件) (167・168) (道路企画課) . . . . . 9
	県道の供用の開始 (169) (〃) . . . . . 9
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (170) (会計指導課) . . . . . 10
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (171) (〃) . . . . . 10
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (172) (西部総合事務所県民局) . . . . . 10
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (29) . . . . . 11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 11
	落札者の決定 (〃) . . . . . 14
	一般競争入札の実施 (2 件) (教育委員会教育環境課) . . . . . 14

# 告 示

## 鳥取県告示第161号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的  
平成22年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 従業員数
    - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
    - ウ 自社中間処理前発生量
    - エ 委託前自社中間処理方法
    - オ 委託中間処理方法
    - カ 委託最終処分方法
  - (2) その基準となる期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- 5 報告を求める者  
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
平成23年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。

## 鳥取県告示第162号

とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき、とっとりバイオフィロンティアの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

## (1) 施設利用料等

## ア 実験室等

区分		利用料	
オープンラボ		1 室 1 月につき	346,660円
実験室	311、312	1 室 1 月につき	52,450円
	313、314	1 室 1 月につき	54,130円
動物飼育室		1 室 1 月につき	14,740円
居室	301、302	1 室 1 月につき	28,000円
	303、304	1 室 1 月につき	28,840円

## 備考

- 1 利用期間が 1 月未満であるとき、又は利用期間に 1 月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 2 電気代及び水道代の実費を別途徴収するものとする。

## イ 研修室

区分	利用料	冷暖房料
研修室	1 時間につき 420円	1 時間につき 105円

## 備考

- 1 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房を使用したときは、利用料の額に冷暖房料を加算するものとする。

## (2) 設備利用料

## ア 研修室

区分	利用料
プロジェクター	4 時間につき 1,830円
スクリーン	4 時間につき 400円
拡声器 (マイク付)	4 時間につき 1,420円

備考 利用時間が 4 時間未満であるとき、又は利用時間に 4 時間未満の端数があるときは、4 時間として計算するものとする。

## イ 開放機器

区分	利用料	
別記に掲げる設備	機器を個別に使用する場合	1 機器 1 時間につき 100円
	全機器を一括して使用する場合	1 日につき 3,000円 (4 時間以内の場合 1,500円)
冷蔵庫、冷凍庫	1 区画 1 日につき 100円	
CO <sub>2</sub> インキュベーター、液体窒素凍結保存容器	1 機器 1 日につき 100円	

## 備考

- 1 利用料が 1 時間当たりで計算される場合について、利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。
- 2 利用料が 1 日当たりで計算される場合について、利用期間が 1 日未満であるとき、又は利用期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算するものとする。

## 2 承認年月日

平成23年3月25日

## 別記

クリーンベンチ  
 安全キャビネット  
 ドラフトチャンバー  
 オートクレーブ  
 乾熱滅菌乾燥機  
 冷却振とう培養機  
 大腸菌培養用インキュベーター  
 共焦点顕微鏡  
 染色体解析専用顕微鏡  
 動物麻酔器  
 血液生化学分析器  
 細胞分析機器  
 遺伝子実験機器  
 サンプル粉碎機器  
 切片作成機器  
 遠心分離機  
 顕微鏡  
 P C R  
 分光光度計

## 鳥取県告示第163号

鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立とっとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成23年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第253号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金について）は、平成23年3月31日限り廃止する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 利用料金

区分		単位	金額
ア 4月1日から 11月30日まで	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 500円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 1,000円
	団体（学校行事で 利用するものを除 き、10人以上20人 未満のものに限 る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 450円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 900円
	団体（学校行事で 利用するものを除	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 400円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 800円

	き、20人以上のものに限る。)			
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒	1人1回につき	500円
イ 12月1日から 翌年3月31日 まで	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	350円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	700円
	団体（学校行事で 利用するものを除 き、10人以上20人 未満のものに限 る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	310円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	630円
	団体（学校行事で 利用するものを除 き、20人以上のも のに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	280円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	560円
学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	170円	
	高等学校の生徒	1人1回につき	350円	
ウ 午後5時過 ぎまで開園して いる場合におい て午後5時以 降に入園する場 合	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	350円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	700円
	団体（学校行事で 利用するものを除 き、10人以上20人 未満のものに限 る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	310円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	630円
	団体（学校行事で 利用するものを除 き、20人以上のも のに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	280円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき	560円
	学校行事	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	170円
		高等学校の生徒	1人1回につき	350円

## 2 承認年月日

平成23年3月17日

## 鳥取県告示第164号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市福部町箭浜字コン場311の1、311の4、312の1、312の3から312の6まで、312の8、312の10、312の12、312の13、312の15、312の17、312の19、312の25から312の27まで、312の36から312の38まで、312の40から312の46まで、313の2、313の4から313の9まで、313の11、313の12、313の16、313の17、314から317ま

で、317の1、319、320、323、324の1、324の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第165号**

平成20年鳥取県告示第260号(測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成22年鳥取県告示第669号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知)第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知)第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成20年鳥取県告示第789号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>又は<u>平成21年鳥取県告示第696号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)</u>に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知)第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知)第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部</p>

測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。）が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。）については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	県土総務課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日（以下「通知受理日」という。）から起算して14日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）を経過した日以後1月を経過する日までの間
略	

(5)～(8) 略  
2～6 略

測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。）が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種（鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。）については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	技術企画課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日（以下「通知受理日」という。）から起算して14日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）を経過した日以後1月を経過する日までの間
略	

(5)～(8) 略  
2～6 略

**鳥取県告示第166号**

平成20年鳥取県告示第261号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成22年鳥取県告示第669号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な</u></p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な</u></p>

資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。

(3) 略

(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知)第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知)第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知)第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	県土総務課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間
略	

(5)～(8) 略

2～6 略

資格等について)又は平成21年鳥取県告示第696号(測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、調達公告で指定する業務の種別(以下「発注業種」という。)に係るものを有すること。

(3) 略

(4) 鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱(平成19年7月27日付第200700062528号県土整備部長通知)第3条に規定する適用対象業務においては、同要綱第2条第2号に規定する成果品重点確認価格(以下「成果品重点確認価格」という。)を下回る価格で落札された測量等業務に係る成績評定(鳥取県測量等業務検査要綱(平成19年7月11日付第200700062336号県土整備部長通知)第8条第2項に規定する成績評定をいう。)において、業務評定点(鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱(平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知)第5条第3項に規定する総合評定点をいう。以下同じ。)が、測量業務又は補償コンサルタント業務にあつては77点未満、建設コンサルタント業務又は地質調査業務にあつては80点未満の場合には、当該測量等業務の属する発注業種(鳥取県県土整備部測量等業務成果品重点確認実施要綱第5条に規定する発注業種をいう。以下同じ。)については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める期間が、応募期間の末日から開札日までの期間に含まれていないこと。

委託対象設計金額	期間
1,000万円未満	技術企画課が発注機関から検査結果に係る通知を受理した日(以下「通知受理日」という。)から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含む。)を経過した日以後1月を経過する日までの間
略	

(5)～(8) 略

2～6 略



**鳥取県告示第167号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大山高原スマート インター線	変更前	西伯郡伯耆町久古字陣場677-3地先から同町久古字陣場1484-2地先まで	9.9~20.2	168.0
	変更後	西伯郡伯耆町久古字陣場677-3地先から同町岸本字下ノ原東-776-5地先まで	6.6~34.1	630.0
		西伯郡伯耆町久古字陣場677-4地先から同町岸本字尻谷756-10地先まで	6.9~41.2	294.0

**鳥取県告示第168号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字蕎麥谷1306-15地先から同町下黒坂字鵜ノ池1254地先まで	変更前	9.5~37.5	234.0
		変更後	24.0~120.6	270.0

**鳥取県告示第169号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
大山高原スマート インター線	西伯郡伯耆町久古字陣場677-3地先から同町岸本字新屋敷 原1335-1地先まで	平成23年3月29日
	西伯郡伯耆町久古字陣場677-6地先から同町岸本字上ノ原 697-3地先まで	〃
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字蕎麥谷1306-15地先から同町下黒坂 字鶴ノ池1254地先まで	〃

**鳥取県告示第170号**

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住所	名称
平成23年3月18日	愛知県名古屋市中種区小松町七丁目39	メーキュー株式会社

**鳥取県告示第171号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
地域密着型サービス外部評価の評価調査員フォローアップ研修に係る受講料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県福祉保健部長寿社会課  
主幹 丸山 真治  
主事 秋山 歩
- 3 委任期間  
平成23年3月29日及び同月30日

**鳥取県告示第172号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日  
平成23年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
安達 聡子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
米子市両三柳3904-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くために、児童の心身ともに健やかな発達を援助する事業を行い、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第29号

平成23年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年3月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成23年4月5日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題  
(1) 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員長が専決処分した事項について  
(2) その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 1 調達内容  
(1) 調達物品の名称及び数量  
全身用マルチスライスCTスキャナシステム 一式
- (2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成23年6月30日（木）

## (4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院中央放射線室

## (5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年4月11日（月）午後4時まで4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成23年3月29日（火）から同年5月13日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

## 4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課

電話 0858-22-8181（内線2222）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成23年3月29日（火）から同年4月8日（金）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81952>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成23年3月29日（火）から同年4月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年5月13日(金)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。)

イ 場所

鳥取県立厚生病院第1会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成23年4月28日(木)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の

規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Multi detector X-ray Computed Tomography Scanner system, 1 set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :  
5 :00 PM, 28 April, 2011

(3) Date and Time for the submission of tenders : 1 : 30 PM, 13 May, 2011  
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM, 13 May, 2011

(4) Please contact:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan  
TEL : 0858-22-8181 ex. 2222

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達件名及び数量	鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計） 12,184,188キロワット時（1年当たり4,061,396キロワット時）
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成23年2月25日
4 落札者の名称及び所在地	中国電力株式会社倉吉営業所 倉吉市駄経寺町245-6
5 落札金額	186,700,173円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成23年1月14日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立厚生病院事務局管財課 倉吉市東昭和町150

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

(1) 業務の名称及び予定数量

県立学校校内LAN運営支援業務（東部地区） 想定派遣延べ時間11,880時間（36月）

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成23年7月1日から平成26年6月30日まで

(4) 業務場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る1人1時間当たりの単価（以下「時間単価」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求に当たっては、時間単価に当該月に履行した業務実績時間に乗じて得た金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年4月5日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成23年3月29日（火）から同年5月16日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成23年3月29日（火）から同年5月16日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(5) 派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行う派遣技術責任者を置くことができる者であること。

(6) (5)の派遣技術責任者が、独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験のうち、次のいずれかの試験に合格し、又はマイクロソフト認定の資格のうち、Microsoft Windows Server関連のマイクロソフト認定プロフェッショナル若しくは2科目以上のマイクロソフト認定アソシエイトのいずれかの資格を有していること。

ア 平成21年度春期試験以後の試験のうち、ITパスポート試験及び基本情報技術者試験を除く試験のいずれかの試験

イ 平成20年度秋期試験以前の試験のうち、次に掲げるいずれかの試験

(ア) システムアナリスト試験

(イ) プロジェクトマネージャ試験

(ウ) アプリケーションエンジニア試験

(エ) テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験

(オ) テクニカルエンジニア（データベース）試験

- (カ) テクニカルエンジニア（システム管理）試験
- (キ) テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験
- (ク) テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験
- (ケ) システム監査技術者試験
- (コ) システム運用管理エンジニア試験
- (サ) ネットワークスペシャリスト試験
- (シ) データベーススペシャリスト試験
- (ス) 特種情報処理技術者試験
- (セ) オンライン情報処理技術者試験

(7) この公告に示した業務を遂行することができ、県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年3月29日（火）から同年4月15日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成23年3月29日（火）から同年4月14日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月15日（金）の午前9時から正午まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成23年5月9日（月）午前11時から同月16日（月）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日（金）午後5時までとする。）



## イ 開札日時

平成23年5月16日（月）午後1時

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成23年4月15日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者には、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者には、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に予定数量である11,880時間に乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に予定数量である11,880時間に乗じて得た額に当該金額の5パーセント相当額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) The information processing specialist dispatch business is consigned.

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon.15, April, 2011

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00noon.16,May, 2011

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM,13,May, 2011

(5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division ,The Tottori Prefectural Board of Education 271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び予定数量

県立学校校内LAN運営支援業務（西部地区） 想定派遣延べ時間9,900時間（36月）

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成23年7月1日から平成26年6月30日まで

(4) 業務場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る1人1時間当たりの単価（以下「時間単価」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求に当たっては、時間単価に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の

資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年4月5日(火)正午までに4の(3)の場所に提出すること。

(3) 平成23年3月29日(火)から同年5月16日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成23年3月29日(火)から同年5月16日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(5) 派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行う派遣技術責任者を置くことができる者であること。

(6) (5)の派遣技術責任者が、独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験のうち、次のいずれかの試験に合格し、又はマイクロソフト認定の資格のうち、Microsoft Windows Server関連のマイクロソフト認定プロフェッショナル若しくは2科目以上のマイクロソフト認定アソシエイトのいずれかの資格を有していること。

ア 平成21年度春期試験以後の試験のうち、ITパスポート試験及び基本情報技術者試験を除く試験のいずれかの試験

イ 平成20年度秋期試験以前の試験のうち、次に掲げるいずれかの試験

(ア) システムアナリスト試験

(イ) プロジェクトマネージャ試験

(ウ) アプリケーションエンジニア試験

(エ) テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験

(オ) テクニカルエンジニア(データベース)試験

(カ) テクニカルエンジニア(システム管理)試験

(キ) テクニカルエンジニア(エンベデッドシステム)試験

(ク) テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験

(ケ) システム監査技術者試験

(コ) システム運用管理エンジニア試験

(サ) ネットワークスペシャリスト試験

(シ) データベーススペシャリスト試験

(ス) 特種情報処理技術者試験

(セ) オンライン情報処理技術者試験

(7) この公告に示した業務を遂行することができ、県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年3月29日（火）から同年4月15日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成23年3月29日（火）から同年4月14日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月15日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成23年5月9日（月）午前11時から同月16日（月）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月13日（金）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成23年5月16日（月）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成23年4月15日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に予定数量である9,900時間に乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に予定数量である9,900時間に乗じて得た額に当該金額の5パーセント相当額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) The information processing specialist dispatch business is consigned.

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 15, April, 2011

(3) Time-limit for submission of tenders : 12:00noon. 16, May, 2011

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 13, May, 2011

(5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division , The Tottori Prefectural Board of Education 271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913